

## 科学技術イノベーション予算戦略会議の設置について

平成 25 年 6 月 20 日  
関係府省等申合せ  
(平成26年6月5日一部改正)  
(平成27年12月16日一部改正)

1. 科学技術イノベーション総合戦略（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、政府全体の科学技術関係予算に関し、イノベーション創出に向けた予算の重点化及び各府省の取組等について、関係府省の緊密な連携を確保し、必要な調整を行うため、内閣府に科学技術イノベーション予算戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

2. 戦略会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、総合科学技術・イノベーション会議との円滑な調整を図る観点から、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員の出席を求めることを基本とするほか、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
副議長	内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
構成員	内閣官房日本経済再生総合事務局次長
	警察庁長官官房技術審議官
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省軍縮不拡散・科学部長
	文部科学省科学技術・学術政策局長
	厚生労働省大臣官房技術総括審議官
	農林水産省農林水産技術会議事務局長
	経済産業省産業技術環境局長
	国土交通省大臣官房技術総括審議官
	環境省総合環境政策局長
	防衛装備庁防衛技監

3. 議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

4. 戦略会議の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣府において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、戦略会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。